

**令和4年度
普通会計決算見込みの概要**

福岡県

総務部財政課

1 令和4年度普通会計決算見込みの概要

令和4年度の普通会計決算は、

- コロナ禍からの経済活動の回復等により、県税収入は7,343億円で過去最高。
- 実質収支は、92億円の黒字で過去最高。（47年連続の黒字）
（令和5年度に返納する新型コロナ対策分の国庫支出金及び今後精算される普通交付税を除いたもの）
- 県債残高は、3兆8,053億円で前年度から780億円減少し、記録が残る昭和41年度以降、初の減少。

- 歳入については、
コロナ禍からの経済活動の回復により、法人二税が堅調に推移したこと等により、県税収入は7,343億円と過去最高となった。
一方、新型コロナ対策に係る国庫支出金や、地方交付税、臨時財政対策債が減少したことにより、歳入総額は前年度から2,504億円減少し、2兆2,778億円となった。
- 歳出については、
後期高齢者医療給付や障がい者自立支援給付等、社会保障関係費の継続的な増加はあったものの、新型コロナ対策について、時短要請等に応じた飲食店等に対する協礼金等の事業が減少したことにより、歳出総額は前年度から2,582億円減少し、2兆2,031億円となった。

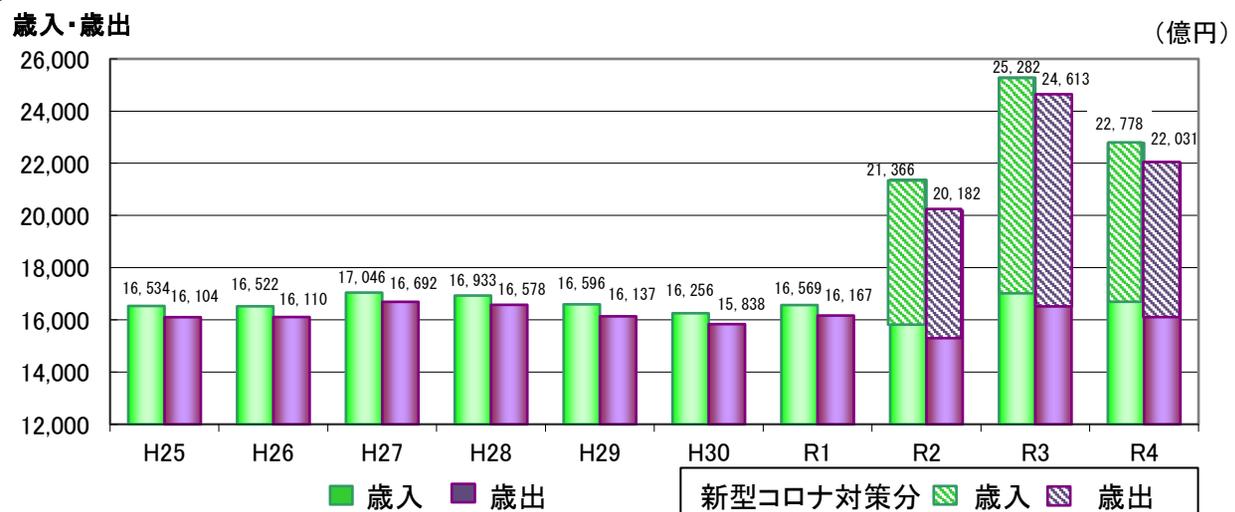
令和4年度決算収支状況

（単位：百万円）

区 分	決算額	前年度	増減額
歳入総額 (a)	2,277,786	2,528,210	△ 250,424
うち新型コロナ対策分	611,748	815,896	△ 204,148
歳出総額 (b)	2,203,057	2,461,286	△ 258,229
うち新型コロナ対策分	591,546	806,741	△ 215,195
翌年度へ繰り越すべき財源 ※ (c)	44,532	45,650	△ 1,118
実質収支 (d)=(a)-(b)-(c)	30,197	21,274	8,923
新型コロナ対策に係る国庫返納額 (e)	19,759	6,748	13,011
交付税精算分 (f)	1,200	5,700	△ 4,500
実質収支（国庫返納額等を除く） (g)=(d)-(e)-(f)	9,238	8,826	412

※ 翌年度へ繰り越すべき財源…翌年度への繰越事業の支出に充てる財源のうち、収入済みのもの。

最近10年間の決算規模の推移



※普通会計…総務省が実施する「地方財政状況調査」において、公営事業会計以外の会計を一つの会計としてまとめたものをいう。
本県の場合、一般会計と特別会計（国民健康保険事業、県営埠頭施設整備運営事業の2会計を除く）を合算したものである。

2 歳入歳出決算の状況

令和4年度普通会計決算見込み対前年度比較表

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額		増減額 (A)-(B)	増減率 (A)/(B)
	令和4年度(A)	令和3年度(B)		
歳入総額(a)	2,277,786	2,528,210	▲ 250,424	90.1
(新型コロナ対策分)	(611,748)	(815,896)	(▲ 204,148)	75.0
(1) 県税	734,299	704,336	29,963	104.3
法人二税	188,890	179,763	9,127	105.1
地方消費税	261,086	247,065	14,021	105.7
その他	284,323	277,508	6,815	102.5
(2) 地方譲与税	100,806	85,910	14,896	117.3
うち特別法人事業譲与税	96,457	81,613	14,844	118.2
(3) 地方交付税	293,949	332,188	▲ 38,239	88.5
普通交付税	289,954	328,464	▲ 38,510	88.3
特別交付税	3,995	3,724	271	107.3
(4) 国庫支出金	434,893	627,331	▲ 192,438	69.3
うち新型コロナ対策分(臨時交付金等)	235,747	423,380	▲ 187,633	55.7
(5) 県債	192,503	312,874	▲ 120,371	61.5
通常債	150,112	212,921	▲ 62,809	70.5
臨時財政対策債	42,391	99,953	▲ 57,562	42.4
(6) その他	521,336	465,571	55,765	112.0
うち新型コロナ対策分(中小企業振興資金貸付金償還金)	308,523	284,399	24,124	108.5
減債基金からの繰入(普通交付税精算分)	16,600	0	16,600	皆増
歳出総額(b)	2,203,057	2,461,286	▲ 258,229	89.5
(新型コロナ対策分)	(591,546)	(806,741)	(▲ 215,195)	73.3
(1) 義務的経費	1,058,920	981,261	77,659	107.9
人件費	384,020	383,739	281	100.1
うち職員給	286,720	285,324	1,396	100.5
退職手当	30,566	32,463	▲ 1,897	94.2
社会保険料	1,384	766	618	180.7
社会保障関係費	378,293	364,781	13,512	103.7
新型コロナ対策分(PCR検査等体制整備費等)	10,845	4,082	6,763	265.7
後期高齢者医療給付費負担金	79,297	77,263	2,034	102.6
障がい者自立支援給付費	30,697	29,054	1,643	105.7
その他	257,454	254,382	3,072	101.2
公債費	296,607	232,741	63,866	127.4
(2) 投資的経費	260,963	269,657	▲ 8,694	96.8
補助公共事業費	160,063	164,871	▲ 4,808	97.1
単独公共事業費	69,725	67,620	2,105	103.1
直轄事業負担金	20,140	18,166	1,974	110.9
災害復旧事業費	11,035	19,000	▲ 7,965	58.1
(3) その他	883,174	1,210,368	▲ 327,194	73.0
新型コロナ対策分	512,923	792,764	▲ 279,841	64.7
うち中小企業振興資金融資費	321,132	356,396	▲ 35,264	90.1
福岡県感染拡大防止協力金	14,712	252,408	▲ 237,696	5.8
生活福祉資金貸付事業費	2,483	38,851	▲ 36,368	6.4
税関連交付金	158,980	154,449	4,531	102.9
財政調整基金等三基金の積立金	25,219	60,031	▲ 34,812	42.0
うち普通交付税の精算に伴う積立金	12,350	49,800	▲ 37,450	24.8
その他	186,052	203,124	▲ 17,072	91.6
うち新型コロナ対策等に係る国庫返納金	6,802	28,739	▲ 21,937	23.7
翌年度へ繰り越すべき財源(c)	44,532	45,650	▲ 1,118	97.6
実質収支(a)-(b)-(c)	※ (30,197)	※ (21,274)	8,923	(141.9)
※上段()は新型コロナ対策に係る国庫返納額等を含んだ実質収支	9,238	8,826	412	104.7

主な増減理由

歳入

(1) 県税

- 7,343億円で、対前年度300億円(4.3%)の増
- ・コロナ禍からの経済活動の回復により、企業業績が堅調に推移したことに伴う法人二税の増
 - ・原油価格の高騰等による輸入額の増加に伴う地方消費税(貨物割)の増

(2) 地方譲与税

- 1,008億円で、対前年度149億円(17.3%)の増
- ・企業業績が堅調に推移したことによる特別法人事業譲与税の増

(3) 地方交付税

- 2,939億円で、対前年度382億円(11.5%)の減
- ・地方財政計画において、地方税の増収が見込まれたことに伴う普通交付税の減

(4) 国庫支出金

- 4,349億円で、対前年度1,924億円(30.7%)の減
- ・感染拡大防止協力金等の新型コロナ対策に充てる地方創生臨時交付金等の減

(5) 県債

- 1,925億円で、対前年度1,204億円(38.5%)の減
- ・新型コロナ対策に係る中小企業振興資金融資のために発行した貸付金債の減及び臨時財政対策債の減

(6) その他

- 5,213億円で、対前年度558億円(12.0%)の増
- ・新型コロナの影響を受けた中小企業に対する貸付金償還金の増
 - ・普通交付税の精算に伴う減債基金繰入金の増

歳出

(1) 義務的経費

- 1兆589億円で、対前年度777億円(7.9%)の増

○人件費

- 3,840億円で、対前年度3億円(0.1%)の増
- ・人事委員会勧告に基づく給与改定等による職員給等の増及び定年退職者の減少による退職手当の減

○社会保障関係費

- 3,783億円で、対前年度135億円(3.7%)の増
- ・新型コロナ感染者の増に伴うPCR検査等の実施に伴う増
 - ・高齢化の進行等による後期高齢者医療負担金の増及び支給件数の増による障がい者自立支援給付費の増

○公債費

- 2,966億円で、対前年度639億円(27.4%)の増
- ・新型コロナ対策に係る中小企業振興資金融資のために発行した貸付金債や臨時財政対策債等に係る元金償還額の増

(2) 投資的経費

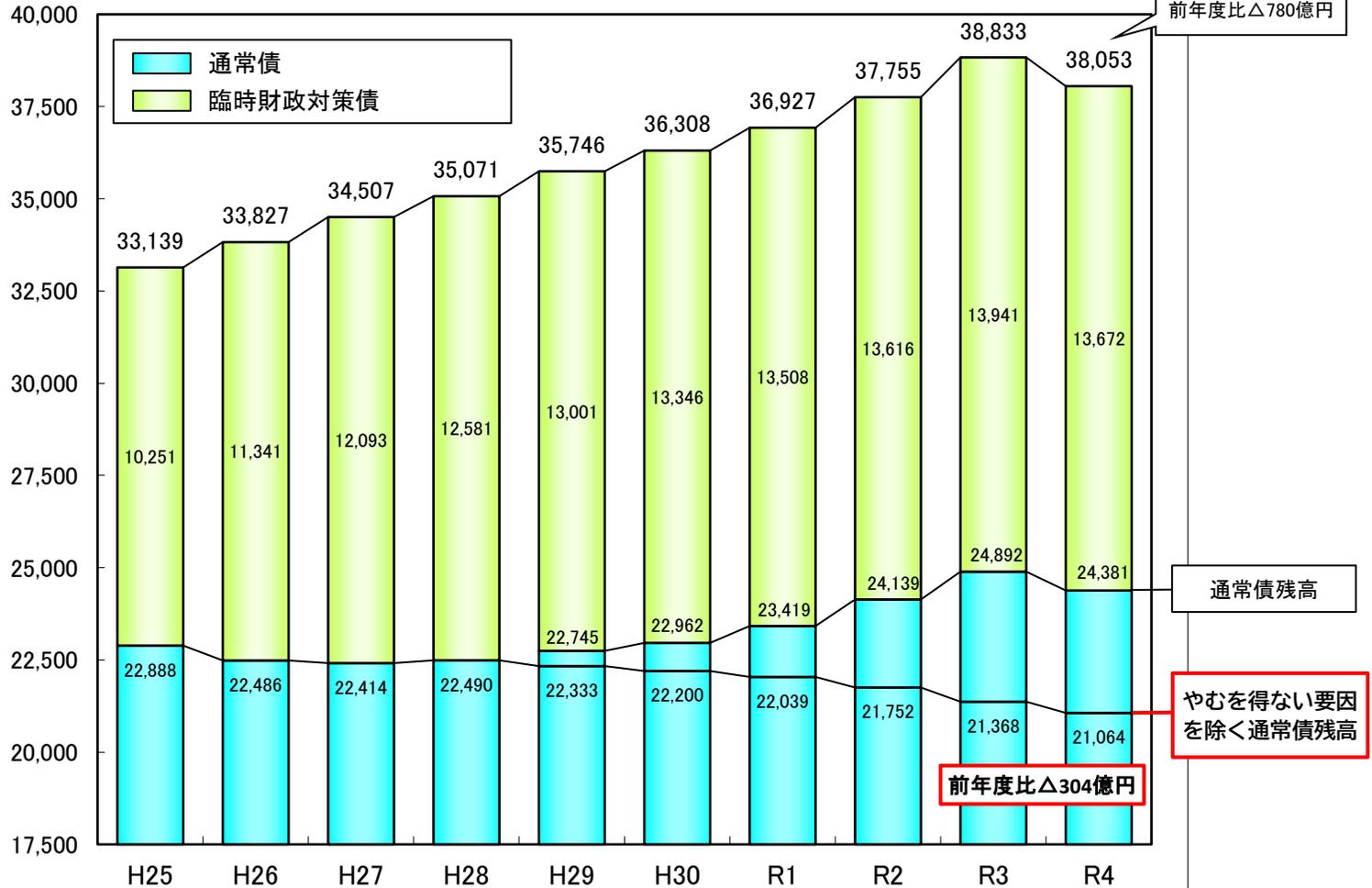
- 2,610億円で、対前年度87億円(3.2%)の減
- ・平成29年7月九州北部豪雨災害、令和2年7月豪雨災害に係る補助公共事業費及び災害復旧事業費の減

(3) その他

- 8,832億円で、対前年度3,272億円(27.0%)の減
- ・新型コロナ対策に係る中小企業振興資金融資費、福岡県感染拡大防止協力金、生活福祉資金貸付事業費等の減
 - ・普通交付税の精算に伴う財政調整基金等三基金積立金の減

3 県債残高及び基金残高の状況

県債残高（億円）



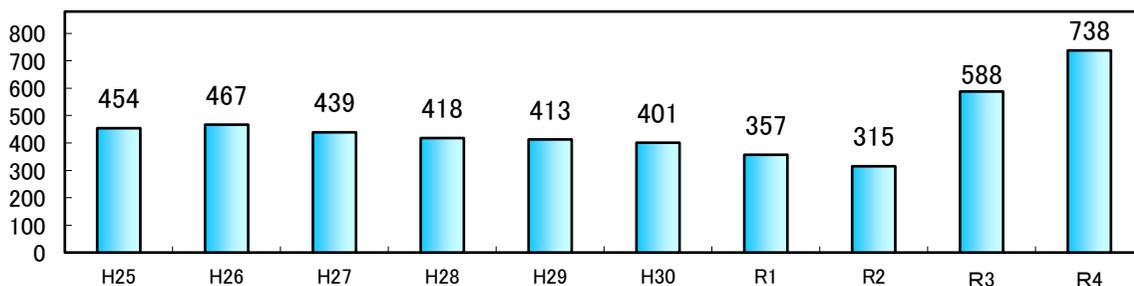
地方交付税の振替財源である臨時財政対策債の発行額の減少や、新型コロナ対策に係る貸付金債を全額償還したこと等により、令和4年度末の県債残高は前年度末と比較して780億円減少した。また、豪雨災害の復旧・復興対策などのやむを得ない要因を除いた通常債残高は、前年度末と比較して304億円減少した。

【参考】○やむを得ない要因…災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

○令和4年度の県民一人当たりでみた場合の県債残高は74万5千円。
全国比較が可能な令和3年度では低い方から16番目。

財政調整基金等三基金残高（億円）

三基金残高



※ 財政調整基金等三基金残高は、財源調整に用いる財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の残高の合計を示している。

財政調整基金等三基金の残高は、経費の節減等の取組に加え、税収が堅調に推移したことなどにより、738億円となった。

4 主な財政指標

普通会計の実質収支は黒字であり、公営企業会計についても資金不足は発生していない。実質公債費比率、将来負担比率についても「早期健全化基準」を大きく下回っており、財政の健全性を維持している。

1. 健全化判断比率等(暫定値)

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政健全性を示す指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により設けられた比率。

この比率のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務づけられる。

○実質赤字比率 — % (実質赤字比率がない) (R3 — %)

普通会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率。
本県の実質収支は黒字である。

早期健全化基準 3.75%
財政再生基準 5.00%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

[標準財政規模の額]

・標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（県税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の収入見込みの合算額）

○連結実質赤字比率 — % (連結実質赤字比率がない) (R3 — %)

全会計(普通会計及び公営企業会計)における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率。
本県の普通会計の実質収支は黒字であり、公営企業会計についても資金不足は発生していない。

早期健全化基準 8.75%
財政再生基準 15.00%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

○実質公債費比率 11.2% (R3 11.1%)

普通会計が負担する実質的な公債費の、標準財政規模等の額に対する比率(過去3か年平均)。前年度に比べ0.1ポイント高くなっているが、早期健全化基準である25%を大幅に下回っている。

早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A…地方債の元利償還金(繰上償還等除く)
B…地方債の元利償還金に準ずるもの(公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金、共済組合への建設費償還金など)
C…元利償還金の財源に充てられる特定財源
D…元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
E…標準財政規模の額

○将来負担比率 250.7% (R3 245.6%)

公営企業、公社等を含めて、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等の額に対する比率。

標準財政規模の額の減少等により、前年度に比べ5.1ポイント高くなっているが、早期健全化基準である400%を大幅に下回っている。

早期健全化基準 400%

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

- A…将来負担額
・普通会計地方債現在高
・債務負担行為に基づく支出予定額(共同債等除く)
・公営企業債に充てる普通会計からの繰入見込額
・全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当要支給額
・公社、地方独立行政法人の負債額
・損失補償契約を締結している団体等に対する負担見込額
- B…将来負担額に充当可能な財源
・充当可能基金
・充当可能特定財源
・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- C…標準財政規模の額
D…元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

(2)資金不足比率(公営企業会計)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において地方公営企業の財政の健全性を示す指標として資金不足比率が設けられた。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務づけられる。

本県では、すべての公営企業において資金不足は発生していない。

経営健全化基準 20%

・病院事業会計	— % (R3 — %)	} 資金不足比率がない。
・流域下水道事業会計	— % (R3 — %)	
・電気事業会計	— % (R3 — %)	
・工業用水道事業会計	— % (R3 — %)	
・工業用地造成事業会計	— % (R3 — %)	
・県営埠頭施設整備運営事業特別会計	— % (R3 — %)	

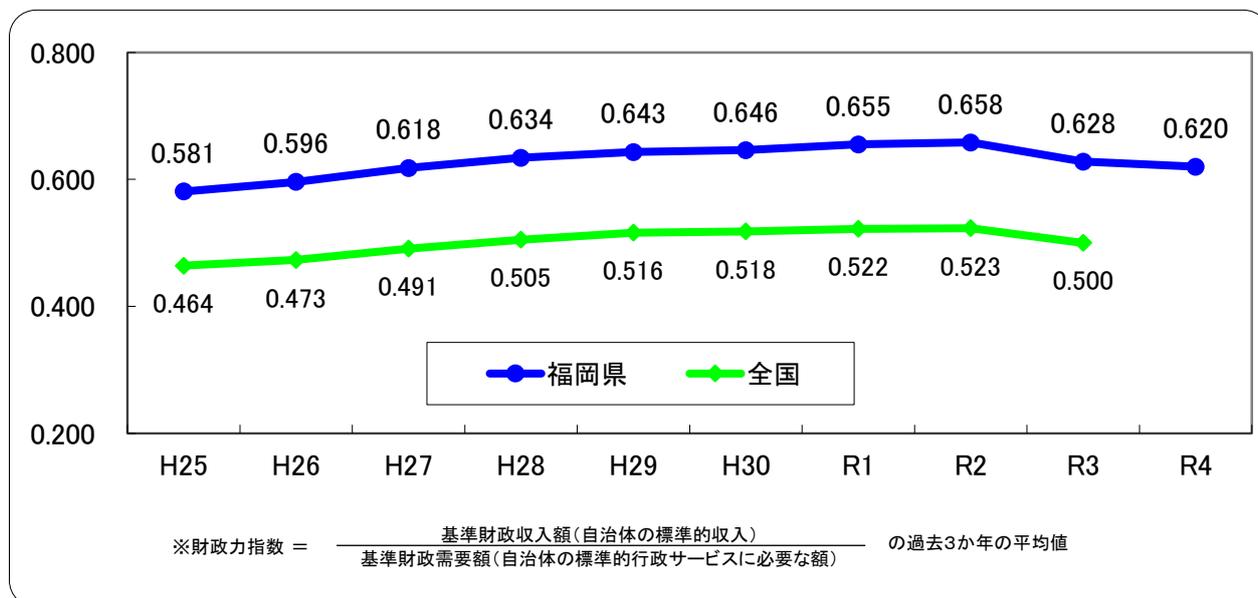
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

2. その他の財政指標

○財政力指数 0.620 (R3 0.628)

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額（地方公共団体の標準的な収入）の、基準財政需要額（標準的行政サービスに必要な額）に対する比率の過去3か年の平均値であり、財政力指数が高いほど財政運営の自主性が高いとされている。

本年度は、0.620と前年度に比べ0.008ポイント低くなった。



○経常収支比率 96.2% (R3 89.2%)

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示すものであり、昨年度は県税収入が増加した中、普通交付税の大幅な追加配分が行われたこと等により、分母である経常一般財源が大幅に増加し、経常収支比率が低くなった。

本年度は、県税収入の増加に併せ普通交付税等が減少したことにより、経常一般財源が減少し、経常収支比率は96.2%と前年度に比べ7.0ポイント高くなった。

